

令和4年9月市議会定例会  
提出議案の要旨

目 次

1	報告案件	.....	1
2	承認案件	.....	6
3	議決案件	.....	7
4	同意案件	.....	40
5	参考図	.....	41
6	参考資料	.....	42

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和4年8月25日



# 1 報告

## 報告第6号 経営状況の報告について

### 【報告内容】

次に掲げる法人の令和3年度事業報告及び決算

- 1 豊田市土地開発公社
- 2 公益財団法人豊田市学校給食協会
- 3 公益財団法人豊田地域医療センター
- 4 公益財団法人豊田都市交通研究所
- 5 公益財団法人豊田市文化振興財団
- 6 公益財団法人豊田市スポーツ協会
- 7 一般財団法人豊田市水道サービス協会
- 8 公益財団法人豊田市国際交流協会
- 9 公益財団法人豊田加茂環境整備公社
- 10 公益財団法人高橋記念美術文化振興財団
- 11 豊田市駅東開発株式会社
- 12 豊田まちづくり株式会社
- 13 株式会社豊田ほっとかん
- 14 豊田市駅前開発株式会社
- 15 株式会社豊田スタジアム
- 16 豊田市駅前通り南開発株式会社
- 17 株式会社とよた山里ホールディングス
- 18 一般社団法人ツーリズムとよた

### 【備考】

参考資料 42～44ページ

報告第7号 専決処分の報告について

【処分内容等】

損害賠償額の決定について

(1) 職員の公務中における物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和4年7月4日</p> <p>豊専第33号</p>	<p>令和4年5月2日午前10時頃、野見小学校において、タケノコの除去作業をしていたところ、除去した1.5mほどの長さのタケノコが、隣接する敷地に落下し、駐車中の相手方車両に当たったもの</p>
損害賠償額	337,238円
相手方の損害の程度	車両後部の屋根及びリアスポイラーの損傷
備 考	<p>1 事故発生の原因 付近に車両があるにもかかわらず、事前に安全対策を講じることなくタケノコの除去作業を実施したことによる。</p> <p>2 担当課 教育部学校教育課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、草木の伐採作業等をするときは、防護ネットの設置等の安全対策を講じるとともに、伐採等した草木を注意して扱うことについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和4年7月7日 豊専第34号	令和4年1月24日午前10時頃、貝津町寺前地内において、公用車で走行中、直進するため信号機のない交差点に進出したところ、車両右側面が前方から右折しようとした相手方車両に接触したもの
損 害 賠 償 額	35,510円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	右前部バンパー及びフェンダーの損傷
過 失 割 合	豊田市20%、相手方80%
備 考	<p>1 事故発生の原因 信号機のない交差点を通行する際の安全確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 企画政策部未来都市推進課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、信号機のない交差点を通行する際に、より慎重な運転と安全確認を確実に実施することについて、周知徹底を図った。</p>

(3) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和4年7月7日 豊専第35号	令和4年5月3日午前10時頃、柿本町二丁目地内において、公用車（ごみ収集車）を発進させ、ハンドルを右に切ったところ、車両左後部がマンションの壁に接触したものの
損害賠償額	78,100円
相手方の損害の程度	壁のタイルの損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事故発生の原因 発進時における周囲の安全確認が不十分であったことによる。</li><li>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</li><li>3 事故の防止策 職場において、大型車の特性を検証するとともに、狭い場所から公用車を発進させるときは同乗者が誘導し、周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。</li></ol>

(4) とよた市民活動センターにおける物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和4年7月8日 豊専第36号	令和4年5月22日午前9時50分頃、とよた市民活動センターにおいて、給湯室のシンク下の排水管の継ぎ手部から漏水が発生し、漏れ出した水が階下に伝わり、店舗の商品を汚損したものの
損害賠償額	55,885円
相手方の損害の程度	バッグ24点の汚損
備 考	1 事故発生の原因 排水管内の清掃を怠り、管内にヘドロ等が固着していたことによる。 2 担当課 生涯活躍部市民活躍支援課 3 事故の防止策 排水管を交換するとともに、今後、排水管を洗浄剤で定期的に清掃を行うこととした。

(5) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和4年7月29日 豊専第37号	令和4年5月19日午後2時8分頃、足助消防署地内において、公用車（水槽付き消防ポンプ自動車）で走行中、左前方に進むため左にハンドルを切ったところ、相手方車両に接触したものの
損害賠償額	542,289円
相手方の損害の程度	左前部バンパーの損傷
備 考	1 事故発生の原因 駐車中のおいでんバスに気を取られ、相手方車両を見落としたことによる。 2 事故当事者の所属 消防本部足助消防署管理課 3 事故の防止策 職場において、公用車を運転するときは、周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図るとともに、おいでんバスの待機場所を変更することとした。

報告第8号 令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

## 2 承認

承認第5号から承認第17号まで 令和3年度決算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照



### 3 議決

#### 議案第96号 豊田市民生委員定数条例

##### 【要旨】

民生委員の定数を地域の実情に応じた適切な数とするため、民生委員の定数を規則で定められるようにする。

##### 民生委員の定数

民生委員の定数は、170以上360以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準とし、本市の実情に応じて規則で定める数とする。

##### 【備考】

施行期日 令和4年12月1日

【担当課：福祉総合相談課】

議案第97号 豊田市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の  
公営に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費の支払限度額を引き上げる。

選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費の支払限度額の引上げ

区 分		現 行	改正後
選挙運動用自動車を使用する場合 で、当該自動車について借入契約 を締結するとき		1日当たり 15,800円	1日当たり 16,100円
選挙運動用自動車を使用する場合 で、当該自動車について燃料の供 給に関する契約を締結するとき		1日当たり 7,560円	1日当たり 7,700円
ビラを作成する場合		1枚当たり 7円51銭	1枚当たり 7円73銭
ポスターを作成する場合	印刷費	1枚当たり 27円50銭	1枚当たり 28円35銭
	企画費	573,030円	586,905円

【担当課：選挙管理委員会事務局】

議案第98号 豊田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情報通信技術を活用した行政を推進するため、基本原則を定めるとともに、電子情報処理組織による申請等に係る規定を整備するほか、所要の改正を行う。

1 条例の題名の変更

<p>&lt;現 行&gt;</p> <p>豊田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p>	→	<p>&lt;改正後&gt;</p> <p>豊田市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</p>
--	---	--

2 定義の拡大

現 行	改 正 後
<p>市の機関 議会、執行機関、事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p>	<p>市の機関等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 議会、執行機関、事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、手続等に関する権限を有するもの</p>

3 定義の変更

現 行	改 正 後
<p>申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。</p>	<p>申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関等</u>に対して行われる通知をいう。<u>この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。）があるときは、当該申請等については、当該申請等を行う者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>

処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

#### 4 定義の追加

##### 民間事業者

個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第2号に規定する行政機関等をいう。）を除く。）をいう。

#### 5 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則の設定

- (1) 手続等並びにこれに関連する市の機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- (2) 民間事業者その他の者から市の機関等に提供された情報については、市の機関等及び行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。
- (3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。）について、市の機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

## 6 電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の対象の拡大

書面等以外の方法により行うことが規定されている申請等及び処分通知等についても、規則等で定めることにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。

## 7 電子情報処理組織による申請等に関連する規定の整備

### (1) 署名等の代替規定の改正

条例等の規定において署名等が必要とされる申請等について、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、署名等については、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができることとする。

### (2) 手数料の納付に係る規定の整備

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができることとする。

### (3) 対面による本人確認又は原本の確認の必要がある場合の規定の整備

申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、当該規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、電子情報処理組織を使用する方法による規定を適用することとする。

### (4) 添付書面等の省略に係る規定の整備

申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととする。

## 8 電子情報処理組織による処分通知等に関連する規定の整備

### (1) 電子情報処理組織を使用した処分通知等を行うことができる規定の整備

電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限るものとする。

### (2) 対面による本人確認又は原本の確認の必要がある場合の規定の整備

処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、当該規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、電子情報処理組織を使用する方法による規定を適用することとする。

【担当課：情報戦略課】

## 議案第99号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

### 【要旨】

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の延長並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入を行うとともに、職員の分限、勤務時間、休日及び休暇、給与等に係る規定を整備するほか、現に引用している条項の整理その他所要の改正を行う。

#### 1 豊田市職員定年退職条例の一部改正

##### (1) 職員の定年の引上げ

＜現行＞                      ＜令和5年4月1日以後＞  
年齢60年                      年齢65年

##### (2) 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用制限の特例の適用を受けた職員の定年の延長に係る制限の設定（令和5年4月1日以後）

定年の延長は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用制限の特例の適用により異動期間を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職を占めているものについては、当該特例の適用により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、その期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

##### (3) 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用制限の特例の適用を受けた職員の定年の延長後の勤務に係る期限の特例の設定（令和5年4月1日以後）

管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用制限の特例の適用を受けた職員の定年の延長後の勤務に係る期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないものとする。

##### (4) 管理監督職勤務上限年齢制の導入（令和5年4月1日以後）

###### ア 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職

豊田市職員給与条例第9条第1項又は豊田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定により管理職手当の支給がなされる職（職種が医療職である職員である場合を除く。）とする。

###### イ 管理監督職勤務上限年齢

管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

###### ウ 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準

任命権者は、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達しているものについて、他の職への降任等を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (ア) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (イ) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (ウ) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、（ア）に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例

- (ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
  - a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (イ) 任命権者は、（ア）又は（イ）により異動期間（（ア）又は（イ）により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、（ア）aからcまでに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。



(ウ) 任命権者は、(ア)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

(エ) 任命権者は、(ア)若しくは(イ)により異動期間((ア)又は(イ)により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)に規定する事由があると認めるとき((イ)により延長された当該異動期間を更に延長することができる)ときを除く。)又は(ウ)若しくは(エ)により異動期間((ア)から(ウ)まで又は(エ)により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

オ 異動期間の延長等に係る職員の同意

任命権者は、エにより異動期間を延長する場合及びエ(ウ)により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

カ 異動期間の延長事由が消滅した場合の措置

任命権者は、エにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(5) 定年前再任用短時間勤務制の導入(令和5年4月1日以後)

定年前再任用短時間勤務職員の任用

任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職をした者(以下「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでない。

(6) 定年に関する経過措置の設定（令和5年4月1日以後）

ア 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	年齢61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	年齢62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	年齢63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	年齢64年

イ 職種が医療職である職員の定年は、アにかかわらず年齢65年とする。

(7) 情報の提供及び勤務の意思の確認（令和5年4月1日以後）

任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

2 豊田市職員分限条例の一部改正

(1) 降給の種類追加（令和5年4月1日以後）

降給の種類に、地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給を追加する。

(2) 60歳に達した日以後における最初の4月1日以後に、豊田市職員給与条例附則第20項又は豊田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第6項の規定による給料月額の特例の適用を受ける職員の当該特例による降給に係る経過措置（令和5年4月1日以後）

60歳に達した日以後における最初の4月1日以後に、豊田市職員給与条例附則第20項又は豊田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第6項の規定による給料月額の特例の適用を受ける職員の当該特例による降給については、豊田市職員分限条例に規定する降給の種類に含むものとする。

(3) (2)の経過措置に基づき降給を行う場合の、当該降給に係る処分通知の特例の設定（令和5年4月1日以後）

(2)の経過措置に基づき行う降給については、処分通知の交付を要しないが、当該経過措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。



(3) 再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う用語の整理

現 行	令和5年4月1日以後
再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員
再任用職員	定年前再任用短時間勤務職員

(4) 給料月額の特例の設定（令和5年4月1日以後）

当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（(6)において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

(5) 給料月額の特例の適用除外（令和5年4月1日以後）

(4)は、次に掲げる職員には適用しない。

ア 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

イ 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）が延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

ウ 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員

エ 職種が医療職である職員

(6) 調整額の支給に係る規定の整備（令和5年4月1日以後）

ア 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下アにおいて「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(4)により当該職員の受ける給料月額（以下アにおいて「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下アにおいて「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(4)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

イ アにより支給される給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合については、当分の間、特定日以後、(4)により当該職員の受ける給料月額のほか、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(7) 管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う職務の級に応じた職務内容の変更

ア 行政職

現 行		令和6年4月1日以後	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
5級	副主幹又は指導主事の職務	5級	主査監の職務
6級	困難な業務を所掌する副主幹の職務	6級	副主幹又は指導主事の職務

イ 消防職

現 行		令和6年4月1日以後	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
5級	消防司令の職務	5級	困難な業務を所掌する消防司令補の職務
6級	消防司令長の職務	6級	消防司令の職務
7級	困難な業務を所掌する消防司令長の職務	7級	消防司令長の職務

7 豊田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1) 現に引用している地方公務員法の条項の整理

＜現 行＞	＜令和5年4月1日以後＞
第28条の4第1項	削除
第28条の5第1項	→ 第22条の4第1項
第28条の6第1項	削除
第28条の6第2項	削除

(2) 再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う用語の整理

現 行	令和5年4月1日以後
再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員
再任用職員	定年前再任用短時間勤務職員

(3) 給料月額の特例の設定(令和5年4月1日以後)

当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

(4) 給料月額の特例の適用除外(令和5年4月1日以後)

(3)は、次に掲げる職員には適用しない。

ア 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

イ 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）が延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

ウ 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員

(5) 調整額の支給に係る規定の整備（令和5年4月1日以後）

ア 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に（3）により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、（3）により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

イ アにより支給される給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合については、当分の間、特定日以後、（3）により当該職員の受ける給料月額のほか、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8 豊田市職員の再任用に関する条例の廃止（令和5年4月1日）

豊田市職員の再任用に関する条例は、廃止する。

【担当課：人事課、経営管理課】

議案第100号 豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方公務員法の一部改正による再任用制度の廃止等に伴い、公益的法人等に派遣することができない職員に係る規定を整理するほか、株式会社とよた山里ホールディングスの解散に伴い、同法人を特定法人から除外する。

1 再任用制度の廃止に伴う公益的法人等に派遣することができない職員に係る規定の整理

(1) 再任用制度の廃止に伴う、公益的法人等に派遣することができない職員から再任用職員を除外する規定の削除（令和5年4月1日以後）

再任用制度の廃止に伴い、公益的法人等に派遣することができない職員から再任用職員（再任用短時間勤務職員を除く。）を除外する規定を削除する。

(2) 再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う、公益的法人等に派遣することができない職員から除外すべき短時間勤務に係る主体の変更

現 行	令和5年4月1日以後
地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（再任用短時間勤務職員）	地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（定年前再任用短時間勤務職員）

(3) 公益的法人等に派遣することができない職員の追加（令和5年4月1日以後）

公益的法人等に派遣することができない職員として、豊田市職員定年退職条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員を追加する。

2 株式会社とよた山里ホールディングスの特定法人からの除外（令和4年10月1日以後）

株式会社とよた山里ホールディングスの解散に伴い、同法人を特定法人から除外する。

【備考】

用語の意義

特定法人

市が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの

【担当課：人事課】

議案第101号 豊田市職員懲戒条例の一部を改正する条例

【要旨】

株式会社とよた山里ホールディングスの解散に伴い、地方公務員法に基づき定める地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人から同法人を除外するとともに、規定の形式を他の条例の条項を引用する形式に変更する。

地方公務員法に基づき定める地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人

現 行	令和4年10月1日以後
(1) 株式会社豊田スタジアム (2) 株式会社豊田ほっとかん (3) 株式会社とよた山里ホールディングス	豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第11条第1項各号に掲げる法人

【担当課：人事課】



## 議案第102号 豊田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化等に係る規定の整備を行うとともに、地方公務員法の一部改正による再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現に引用している条項及び用語の整理を行う。

- 1 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和（令和4年10月1日以後）

勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員が子の出生の日から57日の間に育児休業をしようとする場合については、当該期間の末日から6月を経過する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない場合に当該育児休業を可能とする。
- 2 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化（令和4年10月1日以後）

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に達する日とする要件について、配偶者との交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となるよう、規定を整備する。なお、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件についても、同趣旨の整備を行う。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）に育児休業をしていない場合の取得及び同日の翌日以外の日からの取得並びに当該子が1歳以上1歳6か月未満の期間における複数回の育児休業の取得が可能となるものとする。

  - (ア) 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員の配偶者がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
  - (イ) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日において配偶者育児休業をしている場合
  - (ウ) 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合
  - (エ) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日後の期間において（ア）から（ウ）までに掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合



議案第103号 豊田市職員退職手当条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方公務員法の一部改正に伴い、条例の適用範囲の整理、退職手当の加算を受けられる者からの除外等を行うとともに、雇用保険法の一部改正に準じて失業者の退職手当の受給可能期間に係る特例を設定するほか、所要の改正を行う。

1 再任用制度の廃止に伴う適用範囲の整理

現 行	令和5年4月1日以後
常時勤務に服することを要する者（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）	常時勤務に服することを要する者

2 退職手当の基本額の特例の適用対象の拡大

現 行	令和5年4月1日以後
定年退職日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの	定年退職日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>15年</u> を減じた年齢以上であるもの

3 退職手当の加算を受けられる者からの除外（令和5年4月1日以後）  
消防職員のうち管理監督職勤務上限年齢制による降任等により消防司令補となった者については、退職手当の加算を受けられる者から除外する。

4 定年前に退職する意思を有する職員の募集対象の拡大

現 行	令和5年4月1日以後
定年から10年を減じた年齢以上の年齢である職員	定年から <u>15年</u> を減じた年齢以上の年齢である職員

5 失業者の退職手当の受給可能期間に係る特例の設定

退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から豊田市退職手当条例（以下「条例」という。）第14条第1項及び第4項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、受給可能期間に算入しない。

6 11年未満の期間勤続した者であって60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額に係る経過措置（令和5年4月1日以後）

当分の間、条例第3条第1項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

7 11年以上25年未満の期間勤続した者であって60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額に係る経過措置（令和5年4月1日以後）

当分の間、条例第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

8 25年以上の期間勤続した者であって60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額に係る経過措置（令和5年4月1日以後）

当分の間、条例第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

9 職種が医療職である職員が退職した場合の6から8までの適用除外（令和5年4月1日以後）

職種が医療職である職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、6から8までは適用しない。

10 給料月額の変額改定事由からの除外（令和5年4月1日以後）

豊田市職員給与条例附則第20項又は豊田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例附則第6項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の変額改定に該当しないものとする。

11 定年前早期退職者に支給する退職手当の基本額の特例、退職手当の加算及び退職手当の基本額の最高限度額の規定に係る経過措置の設定（令和5年4月1日以後）

定年前早期退職者のうち条例第11条の2第10項に規定する認定を受けて同条第14項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者等に支給する退職手当の基本額の特例、退職手当の加算及び退職手当の基本額の最高限度額の規定に係る経過措置を設定する。

12 再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う用語の整理

現 行	令和5年4月1日以後
再任用職員	定年前再任用短時間勤務職員

1.3 現に引用している条項の整理

(1) 職業安定法

<現行>

第4条第8項 →

<令和4年10月1日以後>

第4条第9項

(2) 地方公務員法

<現行>

第28条の2第1項

第28条の3第1項 →

<令和5年4月1日以後>

第28条の6第1項

第28条の7第1項

【担当課：人事課】

議案第104号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

【要旨】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う長期優良住宅維持保全計画の認定の申請及び特定生産緑地の証明に係る手数料を設定するほか、所要の改正を行う。

- 1 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る手数料の設定（令和4年10月1日以後）

種 類		金 額		
長期使用構造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	一戸建て住宅	1戸につき	19,100円（計画の変更に係る場合にあつては、5,200円）	
	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき	27,700円（計画の変更に係る場合にあつては、10,500円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸につき	41,200円（計画の変更に係る場合にあつては、18,600円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数
		1棟の総戸数が11以上30以下のもの	1戸につき	54,600円（計画の変更に係る場合にあつては、26,600円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数
		1棟の総戸数が31以上50以下のもの	1戸につき	93,000円（計画の変更に係る場合にあつては、49,600円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数

	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1戸につき	152,600円（計画の変更に係る場合にあっては、85,300円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数	
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1戸につき	244,800円（計画の変更に係る場合にあっては、140,600円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数	
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1戸につき	298,500円（計画の変更に係る場合にあっては、172,900円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数	
	1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき	317,700円（計画の変更に係る場合にあっては、184,400円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数	
その他の場合	一戸建て住宅	1戸につき	75,300円（計画の変更に係る場合にあっては、33,400円）	
	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき	163,100円（計画の変更に係る場合にあっては、78,200円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸につき	254,900円（計画の変更に係る場合にあっては、125,500円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数

1棟の総戸数が11以上30以下のもの	1戸につき	493,500円（計画の変更に係る場合にあっては、246,000円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数
1棟の総戸数が31以上50以下のもの	1戸につき	875,600円（計画の変更に係る場合にあっては、440,900円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数
1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1戸につき	1,497,900円（計画の変更に係る場合にあっては、758,000円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数
1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1戸につき	2,762,500円（計画の変更に係る場合にあっては、1,399,600円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数
1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1戸につき	3,942,700円（計画の変更に係る場合にあっては、1,995,000円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数
1棟の総戸数が301以上のもの	1戸につき	4,827,600円（計画の変更に係る場合にあっては、2,439,400円）を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た数



2 特定生産緑地の証明に係る手数料の設定等（公布の日以後に最初になされる生産緑地法第10条の2第4項の規定による特定生産緑地の指定の公示の日以後）

(1) 特定生産緑地の証明に係る手数料の設定

種 類	金 額
特定生産緑地証明	200円

(2) 都市計画に関する証明に係る手数料の整理

現 行	改 正 後
市街化区域証明	区域区分証明
市街化調整区域証明	
用途地域証明	地域地区等証明
生産緑地地区証明	
都市施設内証明	都市施設証明

3 現に引用する建築基準法の条項の整理等

(1) 仮設建築物建築許可申請に係るもの

現 行	改 正 後
建築基準法第85条第6項の規定に基づく許可に係るもの	建築基準法第85条第7項の規定に基づく許可に係るもの
その他の許可に係るもの	建築基準法第85条第6項の規定に基づく許可に係るもの

(2) 興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請に係るもの

現 行	改 正 後
建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく許可に係るもの	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく許可に係るもの
その他の許可に係るもの	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく許可に係るもの

【担当課：財政課】





議案第107号 豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

受益と負担の公平を確保するため、一般廃棄物処理手数料を引き上げる。

一般廃棄物処理手数料の引上げ

区 分	現 行		令和5年4月1日以後		
	家庭系、 事業系の 別	単 位	手数料	単 位	手数料
豊田市渡刈クリーンセンター及び豊田市藤岡プラントに搬入されたものの焼却処分	家庭系	10kgにつき	60円	10kg（10kg未満については、10kgとする。）につき	200円
	事業系		100円		
豊田市緑のリサイクルセンターに搬入されたものの破碎・たい肥化処分	家庭系		50円		
	事業系		90円		
豊田市グリーン・クリーンふじの丘に搬入されたものの埋立処分又は中間処理	家庭系	30円			
	事業系	80円			
家庭から排出された粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。）の市による収集及び運搬	—	900円以内で品目別に規則で定める額	600円、900円又は1,200円のいずれかのうち、大きさ、重量等を考慮し、規則で定める額		

【担当課：循環型社会推進課】

議案第108号 令和4年度豊田市一般会計補正予算

→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第109号 工事請負契約の締結について（（仮称）豊田市博物館園路整備工事）

【要旨】

自然、歴史及び文化に関する資産を保全し、次世代へ継承するとともに、市民の学習及び交流並びに活力ある地域づくりを促進するため、（仮称）豊田市博物館の園路を整備する。

- 1 契約目的 （仮称）豊田市博物館園路整備工事
- 2 契約金額 499,400,000円
- 3 相手方 ヤハギ道路・藤本建設共同企業体  
代表者 豊田市小坂本町一丁目5番地10  
ヤハギ道路株式会社  
取締役社長 櫻井 正典
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市小坂本町地内
- 2 工事概要
  - (1) 擁壁工 266m
  - (2) 車両進入路整備 190m
  - (3) 歩道整備 160m
  - (4) 植栽工 5,652.2㎡
  - (5) 附帯工事 一式
- 3 完成予定日 令和6年1月8日

【担当課：文化財課】

議案第110号 工事請負契約の締結について（豊田市渡刈クリーンセンター  
一基幹的設備改良工事）

【要旨】

一般廃棄物処理施設の安定的な運転の確保を図るとともに、二酸化炭素の排出量の削減を図るため、豊田市渡刈クリーンセンターの設備を改良する。

- 1 契約目的 豊田市渡刈クリーンセンター一基幹的設備改良工事
- 2 契約金額 6,914,160,000円
- 3 相手方 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号  
日立造船株式会社 中部支社  
支社長 西川 佳成
- 4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による  
随意契約

【備考】

- 1 工事場所 豊田市渡刈町地内
- 2 工事概要
  - (1) 機械設備工事 一式
    - ア 受入供給設備
    - イ 熱分解設備
    - ウ 熱分解残さ選別設備
    - エ 燃焼溶融設備
    - オ 溶融スラグ処理設備
    - カ 燃焼ガス冷却設備
    - キ 排ガス処理設備
    - ク 灰処理設備
    - ケ 余熱利用設備
    - コ 通風設備
    - サ 給水設備
    - シ 計装制御設備
    - ス 雑設備
  - (2) 土木建築工事 一式
    - ア 機械基礎工事
    - イ エレクション開口工事
    - ウ 空調設備工事
    - エ 照明設備工事
- 3 完成予定日 令和9年2月26日

【担当課：清掃施設課】

## 議案第111号 財産の取得について（地域包括支援センター業務システム）

### 【要旨】

地域包括支援センターにおける業務の効率化及び高齢者の福祉の向上を図るため、地域包括支援センター業務システムを購入する。

#### 1 取得する財産

- (1) 種 別 地域包括支援センター業務システム
- (2) 数 量 一式

2 取得価格 89,415,997円

3 相手方 大阪府大阪市西区阿波座二丁目4番23号  
株式会社ブレインサービス  
代表取締役 桑原 昌次

4 契約方法 一般競争入札（3名）

### 【備考】

#### 1 物件概要

- (1) サーバ 2台
- (2) パソコン 113台
- (3) プリンタ 28台
- (4) ソフトウェア 一式
- (5) その他周辺機器 一式

#### 2 供給予定期限

令和5年2月28日

【担当課：高齢福祉課】

議案第112号 財産の取得について（中央公園第二期整備事業（第1工区）  
用地（広川町地内））

【要旨】

都心のにぎわいの創出及びスポーツの振興を図るため、中央公園の第二期整備事業に必要な用地を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 土地  
(2) 面積 14,533.83平方メートル  
(3) 所在地 豊田市広川町三丁目15番1 ほか15筆

2 取得価格 504,181,311円

3 相手方 豊田市西町三丁目60番地  
豊田市土地開発公社  
理事長 安田 明弘

【備考】

- 1 取得単価 34,690円/m<sup>2</sup>  
2 参考図 41ページ

【担当課：公園緑地つくる課】



## 議案第 1 1 3 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

### 【要旨】

市民の安全・安心の確保及び福祉の増進を図るため、消防ポンプ自動車を購入する。

#### 1 取得する財産

- (1) 種 別 消防ポンプ自動車
- (2) 数 量 2 台

2 取得価格 79,860,000円

3 相手方 一宮市時之島字中屋敷29番地  
株式会社三陽商会  
代表取締役 溝口 元也

4 契約方法 一般競争入札（3名）

### 【備考】

#### 1 物件概要

CD-I型 水槽容量 1,300L

#### 2 供給予定期限

令和5年3月17日

【担当課：警防救急課】

## 4 同意

### 同意第5号 教育委員会委員の選任について

#### 【要旨】

教育委員会委員として次の者を選任する。

選任する者

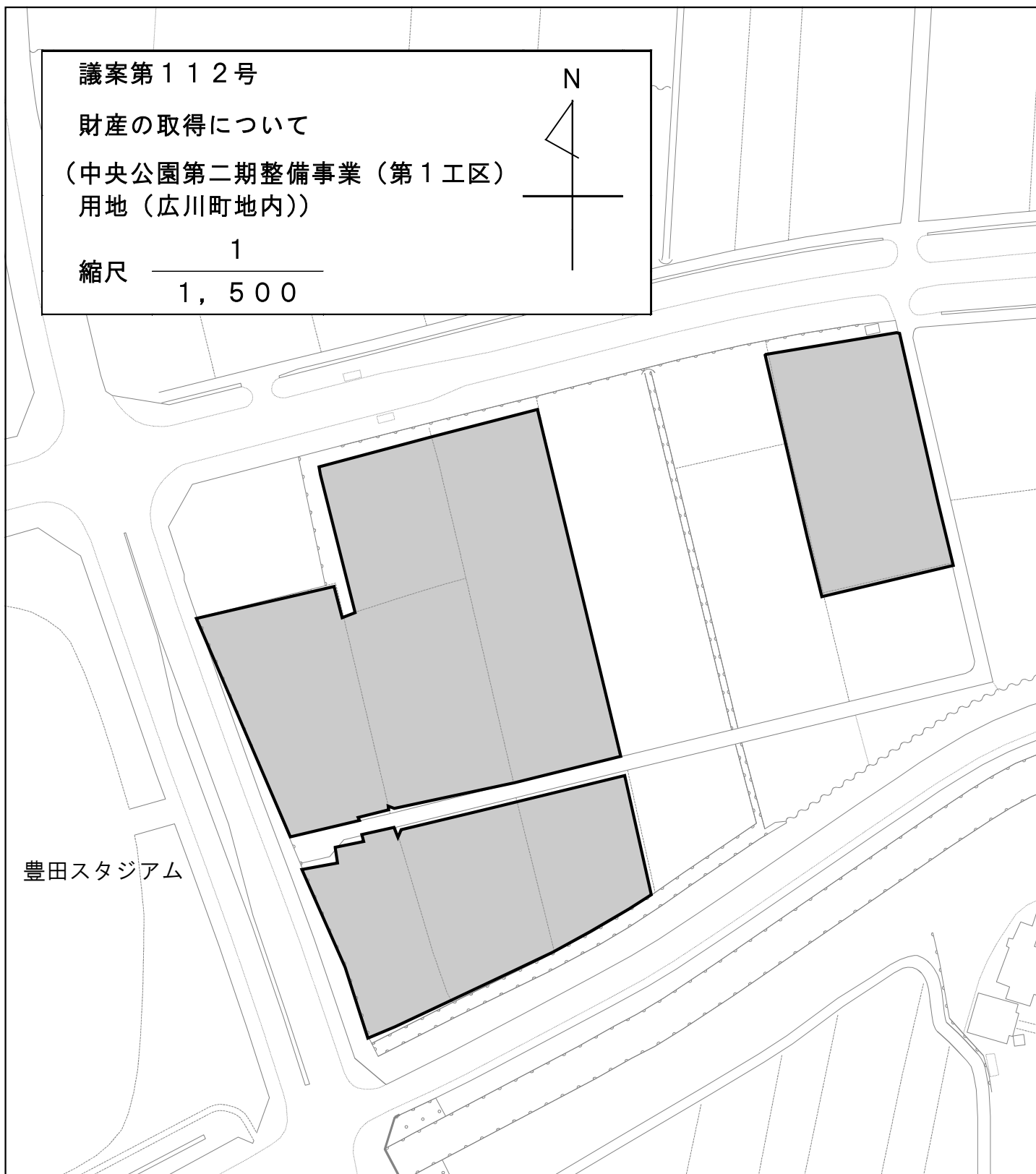
吉 田 貴 子 （新任）


#### 【備考】

砂子典子委員が令和4年9月30日付けで任期満了となるため

【担当課：教育政策課】

## 5 参考図



凡	例
取得箇所	

## 6 参考資料

### 報告第6号 経営状況の報告について（事業報告及び決算）

単位＝千円（注：千円未満の端数は切捨て）

法人名	上 段	正味財産増減計算書 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)			貸借対照表 (令和4年3月31日現在)		
		収益合計	費用合計	当期 増減額	資 産	負 債	(うち基本財産) 正味財産
		主要事業(令和3年4月1日～令和4年3月31日)					
1 豊田市土地開発 公社		(収入合計) 1,011,087	(支出合計) 1,006,507	(当期純利益) 4,579	8,919,086	7,280,816	(10,000) 1,638,270
		公有地取得事業(市道豊田刈谷6号線外2路線道路新設事業始め17事業)					
2 豊田市学校給食 協会		2,187,657	2,187,657	0	336,971	326,971	(10,000) 10,000
		(1)給食用物資の調達事業(取扱高1,437,132千円) (2)平和、中部及び南部給食センター並びに豊田特別支援学校の調理に関する事業(年間4,573千食分)					
3 豊田地域医療 センター		5,642,743	5,408,557	234,186	2,776,469	2,365,743	(10,000) 410,725
		(1)病院事業(外来・訪問・入院診療、保健予防及び在宅支援事業) (2)看護師養成事業					
4 豊田都市交通 研究所		106,465	115,888	△9,423	3,416,164	41,232	(3,000,000) 3,374,931
		(1)自主研究事業(コロナ禍が豊田市の都市交通に与える影響のモニタリング始め8事業) (2)受託研究事業(鞍ヶ池公園APM活用検討等業務委託始め12事業)					
5 豊田市文化振興 財団		2,519,947	2,521,066	△1,119	1,323,424	787,865	(382,435) 535,559
		(1)文化施設等を活用して、市民が文化・芸術に触れる機会と場を提供する事業 (2)文化・芸術に関する講座の開催等、文化・芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業					
6 豊田市スポーツ 協会		569,587	571,222	△1,634	747,766	111,964	(589,900) 635,802
		(1)「とよたエールマラソン2021」(現地開催及びWEB)の開催等、スポーツ振興事業の実施 (2)スポーツ施設の運営及び管理					
7 豊田市水道 サービス協会		400,312	401,423	△1,110	181,380	69,112	(100,000) 112,267
		(1)水道漏水防止業務及び水道施設の維持管理業務 (2)水道事業に関する工事等(量水器取替え、開閉栓及び給水装置工事現地調査)					
8 豊田市国際交流 協会		51,039	55,262	△4,223	1,132,778	20,942	(1,026,570) 1,111,835
		(1)とよた日本語学習支援システム運営事業 (2)草の根の国際交流の推進(豊田市地球市民会議)					

単位＝千円（注：千円未満の端数は切捨て）

法人名	正味財産増減計算書 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)			貸借対照表 (令和4年3月31日現在)		
	収益合計	費用合計	当期増減額	資産	負債	(うち基本財産) 正味財産
	主要事業(令和3年4月1日～令和4年3月31日)					
9 豊田加茂環境整備 公社	567,367	385,207	182,159	11,515,139	2,879,268	(100,000) 8,635,870
(1) 廃棄物の最終処分事業 (2) 豊田市緑のリサイクルセンター受託事業						
10 高橋記念美術文化 振興財団	7,076	6,096	979	1,235,179	13,041	(1,040,030) 1,222,137
(1) 作品の保管・貸出し及び展覧会開催支援事業 (2) 教育普及活動事業(機関紙発行等)						
11 豊田市駅東開発 株式会社	(収入合計) 937,717	(支出合計) 931,980	(当期純利益) 5,736	723,402	233,280	(56,200) 490,122
(1) ギャザビル管理事業 (2) 商業床の管理運営事業						
12 豊田まちづくり 株式会社	(収入合計) 2,233,145	(支出合計) 2,909,919	(当期純利益) △676,773	6,730,090	3,731,823	(100,000) 2,998,267
(1) 豊田市駅西口市街地再開発ビル及び中心市街地駐車場管理運営事業 (2) 中心市街地まちづくり事業						
13 株式会社 豊田ほっとかん	(収入合計) 704,602	(支出合計) 690,298	(当期純利益) 14,304	1,933,972	1,205,216	(200,000) 728,756
(1) 有料老人ホームの管理運営事業 (2) 温浴施設じゅわじゅわの管理運営事業						
14 豊田市駅前開発 株式会社	(収入合計) 554,663	(支出合計) 536,189	(当期純利益) 18,473	1,280,772	220,580	(52,200) 1,060,192
豊田参合館共用部分管理受託事業						
15 株式会社 豊田スタジアム	(収入合計) 1,057,032	(支出合計) 1,003,031	(当期純利益) 54,000	875,294	354,480	(100,000) 520,814
(1) 場内広告及びスーパールームの販売事業 (2) レストラン及び売店の経営事業						
16 豊田市駅前通り南 開発株式会社	(収入合計) 614,878	(支出合計) 531,272	(当期純利益) 83,606	2,456,253	744,741	(300,000) 1,711,511
(1) コモ・スクエア管理事業 (2) コモ・スクエアの自社所有床及び運用受託床の管理運営事業						
17 株式会社とよた山里 ホールディングス	(収入合計) 37,214	(支出合計) 36,280	(当期純利益) 934	446,267	5,424	(68,000) 440,843
事業子会社に対する経営指導及び経理、人事等の管理						
18 ツーリズムとよた	108,722	107,808	913	66,033	7,856	(50,000) 58,177
(1) プロモーション事業 (2) 受入環境整備事業						

備考

- 1 豊田市土地開発公社の正味財産増減計算書については「正味財産増減計算書」を「損益計算書」と、貸借対照表については「正味財産」を「純財産」と、「基本財産」を「資本金」と読み替えるものとする。
- 2 株式会社の正味財産増減計算書については、「正味財産増減計算書」を「損益計算書」と読み替え

るものとする。なお、収入合計は営業収益、営業外収益及び特別利益を、支出合計は営業費用、営業外費用、特別損失及び法人税等を合算している。

- 3 株式会社の貸借対照表については、「正味財産」を「純資産」と、「基本財産」を「資本金」と読み替えるものとする。

令和 4 年 9 月市議会定例会  
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和 3 年度健全化判断比率・資金不足比率	1
2	令和 3 年度一般会計・特別会計決算	7
3	令和 3 年度水道事業会計決算	13
4	令和 3 年度下水道事業会計決算	17
5	令和 4 年度一般会計補正予算（9 月補正）	21

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 4 年 8 月 2 5 日





令和 3 年度

健全化判断比率・資金不足比率

## 健全化判断比率・資金不足比率

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和2年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
健全化判断比率	実質赤字比率	— (-7.85)	— (-5.86)	11.25	20.00
	連結実質赤字比率	— (-25.35)	— (-21.41)	16.25	30.00
	実質公債費比率	1.6	2.3	25.0	35.0
	将来負担比率	— (-62.3)	— (-61.3)	350.0	/

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和2年度	経営健全化 基準
資金不足比率	都市計画事業土地 区画整理特別会計	— (-100.0)	— (-100.0)	20.0
	分譲住宅建設事業 特別会計	— (-100.0)	— (-100.0)	
	卸売市場特別会計	— (-20.0)	— (-23.3)	
	産業用地造成事業 特別会計	— (-100.0)	— (-100.0)	
	水道事業会計	— (-136.7)	— (-151.7)	
	下水道事業会計	— (-83.8)	— (-89.8)	

備考 各欄の「—」表記は、「比率なし」となったものであり、括弧内に参考としてその値を併記する。

## 実質赤字比率・連結実質赤字比率

(単位：千円・%)

区 分	実質赤字額 (A) ※1	標準財政規模 (B)	比 率 ※1 (A)/(B)*100	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率 ※2	-8,924,747	113,569,332	-7.85	11.25	20.00
連結実質赤字比率 ※3	-28,791,010	113,569,332	-25.35	16.25	30.00

- ※1 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字額」、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は負の値となる。
- ※2 一般会計、水道水源保全事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が対象
- ※3 一般会計、財産区を除く特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計が対象

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

区 分 ※1	資金不足額 (A) ※2	事業の規模 (B) ※3	比 率 ※2 (A)/(B)*100	経営健全化 基 準
都市計画事業土地 区画整理特別会計	-100,690	100,690	-100.0	20.0
分譲住宅建設 事業特別会計	-2,228	2,228	-100.0	
卸売市場特別会計	-19,243	95,911	-20.0	
産業用地造成事業 特 別 会 計	-2,710,316	2,710,316	-100.0	
水道事業会計	-11,317,955	8,275,203	-136.7	
下水道事業会計	-3,695,252	4,405,294	-83.8	

- ※1 資金不足比率の対象となるのは、地方公営企業法第2条または地方財政法施行令第46条に規定する事業
- ※2 会計の資金収支が黒字である場合、「資金不足額」、「資金不足比率」は負の値となる。
- ※3 都市計画事業土地区画整理・分譲住宅建設事業特別会計・産業用地造成事業については「実質黒字額＋土地収入見込額」、その他の会計は「営業収益の額－受託工事収益の額」

## 実質公債費比率

(単位：千円・%)

年 度	元利償還金額 (A) ※1	公営企業地方債 償還充当分 (B) ※2	一部事務組合等 地方債償還充当分 (C) ※3	公債費に準ずる 債務負担行為 (D)	一時借入金利子 (E)
令和元年度	9,557,455	2,356,153	0	1,079,263	0
令和2年度	7,897,112	2,317,432	0	398,068	0
令和3年度	7,247,481	2,190,116	0	398,411	0

年 度	準元利償還金 (B)～(E)の計 (F)	公債費充当 特定財源 (G) ※4	基準財政需要額 算入額 (H) ※5	(A)+(F) -(G)-(H) (I)	標準財政規模 (J)
令和元年度	3,435,416	929,096	8,687,887	3,375,888	131,208,145
令和2年度	2,715,500	1,053,286	8,007,407	1,551,919	126,223,605
令和3年度	2,588,527	1,467,587	7,509,417	859,004	113,569,332

年 度	(J)-(H) (K)	(I)/(K)*100	実質公債費比率 (3か年平均)	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和元年度	122,520,258	2.75537	1.6	25.0	35.0
令和2年度	118,216,198	1.31278			
令和3年度	106,059,915	0.80992			

※1 繰上償還額の元金にかかる分を除く。

※2 公営企業（水道事業、下水道事業）に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰出金

※3 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金

※4 元利償還金・準元利償還金に充当可能な歳入

※5 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

## 将来負担比率

(単位：千円・%)

地方債の現在高 (A)	債務負担行為に 基づく支出予定額 (B)	公営企業債等 繰入見込額 (C) ※1	組合等負担等見込額 (D)	退職手当負担見込額 (E)
51,063,380	8,329,224	21,926,201	0	18,353,316

設立法人の負担額 等負担見込額 (F)	連結実質赤字額 (G)	将来負担額 (A)～(G)の計 (H)
0	0	99,672,121

充当可能基金 (I)	充当可能特定歳入 (J)	基準財政需要額 算入見込額 (K)	充当可能財源等 (I)～(K)の計 (L)
83,236,240	23,889,347	58,622,442	165,748,029

標準財政規模 (M)	算入公債費等の額 (N)	将来負担比率 $((H)-(L))/((M)-(N))*100$	早期健全化 基準
113,569,332	7,509,417	-62.3	350.0

※1 公営企業（水道事業、下水道事業）の地方債の元金償還に充てる一般会計からの負担等見込額



令和3年度

豊田市 一般会計  
特別会計 決算資料

# <令和3年度>

( 一般会計・特別会計 )

会計名		歳入総額	歳出総額	差引額	
一般会計		209,079,038	194,853,518	14,225,520	
特別会計	国民健康保険	37,225,289	35,570,074	1,655,215	
	都市計画事業 土地区画整理	土橋	2,454,418	1,643,471	810,947
		寺部	1,191,212	750,521	440,691
		花園	3,456,212	2,445,378	1,010,834
	分譲住宅建設事業	9,695	7,467	2,228	
	卸売市場	218,936	202,105	16,831	
	水道水源保全事業	87,007	83,631	3,376	
	母子父子寡婦 福祉資金貸付事業	34,446	6,649	27,797	
	介護保険事業	25,848,331	25,507,346	340,985	
	財産区	盛岡	4,613	3,862	751
		賀茂	6,688	6,134	554
	後期高齢者医療	6,009,261	5,953,429	55,832	
	産業用地 造成事業	花本	2,839,897	2,839,897	0
		豊田東インター チェンジ周辺	72,354	17,749	54,605
	小計	79,458,359	75,037,713	4,420,646	
合計	288,537,397	269,891,231	18,646,166		



## 歳入歳出決算額一覧表

(単位:千円)

翌年度へ繰り越すべき財源			実質収支 (A)	単年度収支 (A)-(B)	2年度 実質収支(B)
継続費繰越し	明許費繰越し	事故繰越し			
2,729,733	2,574,416		8,921,371	1,530,804	7,390,567
			1,655,215	1,070,435	584,780
785,692			25,255	23,094	2,161
365,319			75,372	73,012	2,360
1,010,771			63	△ 1,479	1,542
			2,228	1,368	860
			16,831	△ 6,491	23,322
			3,376	△ 3,261	6,637
			27,797	6,307	21,490
			340,985	△ 347,680	688,665
			751	199	552
			554	402	152
			55,832	6,225	49,607
			0	0	0
	54,400		205	205	0
2,161,782	54,400	0	2,204,464	822,336	1,382,128
4,891,515	2,628,816	0	11,125,835	2,353,140	8,772,695

(一般会計) 歳入決算額 前年度比較表

	R3年度	R2年度	差額
個人市民税	315.9億	328.1億	△12.2億
法人市民税	74.0億	165.1億	△91.1億
固定資産税	416.2億	422.2億	△6.0億
事業所税	75.2億	75.0億	0.2億
都市計画税	41.6億	42.5億	△0.9億

(単位:千円・%)

款	年度	令和3年度	令和2年度	増減額	伸率
1	市 税	96,142,850	106,952,270	△ 10,809,420	△ 10.1
2	地 方 譲 与 税	1,331,260	1,311,284	19,976	1.5
3	利 子 割 交 付 金	53,390	82,506	△ 29,116	△ 35.3
4	配 当 割 交 付 金	654,438	483,259	171,179	35.4
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	746,869	456,610	290,259	63.6
6	法 人 事 業 税 交 付 金	3,731,167	2,926,303	804,864	27.5
7	地 方 消 費 税 交 付 金	10,752,166	9,885,713	866,453	8.8
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	369,523	323,435	46,088	14.2
9	自 動 車 取 得 税 交 付 金	19	0	19	皆増
10	環 境 性 能 割 交 付 金	231,175	239,927	△ 8,752	△ 3.6
11	地 方 特 例 交 付 金	1,770,248	548,433	1,221,815	222.8
	【主な増減理由】	○新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金			+12.3億円
12	地 方 交 付 税	245,696	1,010,842	△ 765,146	△ 75.7
	【主な増減理由】	○普通交付税			△8.5億円
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	57,539	60,653	△ 3,114	△ 5.1
14	分 担 金 及 び 負 担 金	104,588	176,535	△ 71,947	△ 40.8
15	使 用 料 及 び 手 数 料	2,552,922	2,541,960	10,962	0.4
16	国 庫 支 出 金	35,963,368	69,372,993	△ 33,409,625	△ 48.2
	【主な増減理由】	○子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 +61.8億円 ○新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 +21.6億円 ○非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金 +21.6億円 ○特別定額給付金事業費・事務費補助金 △425.9億円			
17	県 支 出 金	10,846,168	10,317,660	528,508	5.1
	【主な増減理由】	○自宅療養者配食サービス提供体制確保事業補助金 +4.0億円 ○自宅療養者等医療提供事業補助金 +2.9億円			
18	財 産 収 入	1,067,836	628,463	439,373	69.9
19	寄 附 金	177,707	662,059	△ 484,352	△ 73.2
20	繰 入 金	16,195,012	17,484,414	△ 1,289,402	△ 7.4
	【主な増減理由】	○産業用地造成事業特別会計繰入金 +28.2億円 ○幹線道路建設基金繰入金 △9.0億円 ○保健医療福祉基金繰入金 △36.0億円			
21	繰 越 金	13,839,061	15,102,873	△ 1,263,812	△ 8.4
22	諸 収 入	5,740,036	4,786,302	953,734	19.9
	【主な増減理由】	○給食費収入 +11.4億円			
23	市 債	6,506,000	7,944,200	△ 1,438,200	△ 18.1
	歳 入 合 計	209,079,038	253,298,694	△ 44,219,656	△ 17.5

(一般会計) 歳出決算額 前年度比較表

(単位:千円・%)

款	年度	令和3年度	令和2年度	増減額	伸率
1	議会費	837,784	829,913	7,871	0.9
2	総務費	24,107,082	68,409,786	△ 44,302,704	△ 64.8
	【主な増減理由】		○公共施設安全安心基金積立金 ○財政調整基金積立金 ○特別定額給付金費給付費		+ 9.0億円 △32.9億円 △425.9億円
3	民生費	71,569,108	59,715,540	11,853,568	19.9
	【主な増減理由】		○子育て世帯への臨時特別給付金給付費 ○非課税世帯等臨時特別給付金給付費 ○コロナ禍子ども未来応援給付金給付費 ○保育園施設整備費		+60.1億円 +19.7億円 +11.6億円 + 5.6億円
4	衛生費	20,700,683	22,974,384	△ 2,273,701	△ 9.9
	【主な増減理由】		○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業費 ○豊田地域医療センター再整備費		+30.1億円 △55.1億円
5	労働費	327,253	421,934	△ 94,681	△ 22.4
	【主な増減理由】		○中小企業等雇用調整補助金		△ 0.8億円
6	農林水産業費	2,644,964	2,862,178	△ 217,214	△ 7.6
7	商工費	4,738,439	5,471,473	△ 733,034	△ 13.4
	【主な増減理由】		○宿泊事業者等支援事業費 ○WE LOVEとよた応援商品券事業費 ○新型コロナウイルス感染症対策協力金交付費		+ 6.6億円 △ 4.5億円 △ 9.6億円
8	土木費	25,505,861	34,725,533	△ 9,219,672	△ 26.6
	【主な増減理由】		○特定道路建設費(豊田刈谷線) ○松平志賀・岩倉住宅建設費 ○河川改良費(一級河川安永川) ○内環状線建設費(竜宮橋) ○上郷スマートインターチェンジ整備費 ○区画整理関連(土橋・寺部・花園・四郷・平戸橋)		△ 3.8億円 △ 6.7億円 △10.2億円 △11.3億円 △15.1億円 △29.7億円
9	消防費	7,017,764	7,247,085	△ 229,321	△ 3.2
10	教育費	29,668,047	27,919,584	1,748,463	6.3
	【主な増減理由】		○市民文化会館施設整備費		+14.5億円
11	災害復旧費	489,052	985,111	△ 496,059	△ 50.4
12	公債費	7,247,481	7,897,112	△ 649,631	△ 8.2
	【主な増減理由】		○元金		△ 5.7億円
13	諸支出金	0	0	0	-
14	予備費	0	0	0	-
	歳出合計	194,853,518	239,459,633	△ 44,606,115	△ 18.6

(一般会計) 歳出決算額 年次別比較表(性質別)

(単位:千円・%)

区分	年度	令和3年度		令和2年度		増減額
			構成比		構成比	
人件費		30,926,324	15.9	30,069,224	12.6	857,100
物件費		35,916,607	18.4	34,513,492	14.4	1,403,115
維持補修費		2,689,708	1.4	1,906,384	0.8	783,324
扶助費		41,845,717	21.5	33,046,580	13.8	8,799,137
補助費等		20,516,724	10.5	62,243,552	26.0	△ 41,726,828
公債費		7,247,481	3.7	7,897,112	3.3	△ 649,631
積立金		5,308,069	2.7	8,263,969	3.4	△ 2,955,900
投資及び出資金		410,000	0.2	450,560	0.2	△ 40,560
貸付金		512,000	0.3	531,000	0.2	△ 19,000
繰出金		12,618,378	6.5	13,376,600	5.6	△ 758,222
普通建設事業費		36,321,545	18.6	46,079,565	19.2	△ 9,758,020
	うち人件費	1,016,722	0.5	1,206,430	0.5	△ 189,708
災害復旧事業費		540,965	0.3	1,081,595	0.5	△ 540,630
	うち人件費	51,913	0.0	96,484	0.0	△ 44,571
失業対策事業費		0	-	0	-	0
歳出合計		194,853,518	100.0	239,459,633	100.0	△ 44,606,115

令和3年度

豊田市水道事業会計決算資料

## 令和 3 年 度 水 道

### 収益的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引
11,322,523,209	10,509,200,922	813,322,287
(前年度 11,426,432,736)	(同 10,585,150,023)	(同 841,282,713)

### 資本的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引	繰 越 額	
			地方公営企業法 第 2 6 条の規定 による繰越額	継 続 費 遁次繰越額
2,852,215,340	7,482,469,540	△ 4,630,254,200	3,476,751,863	512,780,640
(前年度 1,953,727,419)	(同 6,637,963,749)	(同 △ 4,684,236,330)		

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 29,143,767円を除く。）が  
 整額 402,504,543円、減債積立金 532,299,978円、過年度分損益勘定留保資金 3,724,593,446

# 事業会計決算書

(単位：円)

繰越額	同左財源	備考
地方公営企業法 第26条第2項 の規定による繰越額	—	
0	0	収入には仮受消費税及び地方消費税 841,060,994円を含む。  支出には仮払消費税及び地方消費税 419,502,543円を含む。

(単位：円)

同左財源				備考
国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金等	
0	0	1,185,380,496	2,804,152,007	翌年度繰越額に係る財源充当額 29,143,767円  収入には仮受消費税及び地方 消費税 58,639,475円を含む。  支出には仮払消費税及び地方 消費税 524,380,822円を含む。

資本的支出額に不足する額 4,659,397,967円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調  
円で補填した。





令和3年度

豊田市下水道事業会計決算資料

## 令和 3 年 度 下 水 道

### 収益的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引
8,748,473,382	8,211,855,584	536,617,798
(前年度 8,778,729,026)	(同 8,080,326,667)	(同 698,402,359)

### 資本的収入及び支出

収 入	支 出	収 支 差 引	繰 越 額	
			地方公営企業法 第 2 6 条の規定 による繰越額	継 続 費 遁次繰越額
3,370,646,178	7,501,132,435	△ 4,130,486,257	2,549,822,000	120,000,000
(前年度 2,626,865,103)	(同 6,306,608,281)	(同 △ 3,679,743,178)		

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 220,800,000円を除く。）が  
 整額 215,160,179円、繰越工事資金 343,960,000円、減債積立金 549,539,395円、過年度分損

# 事業会計決算書

(単位：円)

繰越額	同左財源	備考
地方公営企業法 第26条第2項 の規定による繰越額	—	
0	0	収入には仮受消費税及び地方消費税 382,159,386円を含む。  支出には仮払消費税及び地方消費税 192,347,206円を含む。

(単位：円)

同左財源				備考
国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金等	
649,130,000	779,400,000	55,000,000	1,186,292,000	翌年度繰越額に係る財源充当額 220,800,000円  支出には仮払消費税及び地方 消費税 369,856,995円を含む。

資本的支出額に不足する額 4,351,286,257円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調  
益勘定留保資金 3,072,408,689円及び当年度分損益勘定留保資金 170,217,994円で補填した。



令和4年度

豊田市一般会計補正予算資料

(9月補正)



令和4年度9月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	185,391,872	1,745,161	187,137,033	72.7	72.9	議案第108号	
特 別 会 計	国民健康保険	35,072,930	0	35,072,930	13.8	13.7	
	土地区画整理	土橋	207,037	0	207,037	0.1	0.1
		寺部	278,943	0	278,943	0.1	0.1
		花園	1,146,414	0	1,146,414	0.4	0.4
	分譲住宅建設	15,849	0	15,849	0.0	0.0	
	卸売市場	226,831	0	226,831	0.1	0.1	
	水道水源保全	79,821	0	79,821	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉	27,213	0	27,213	0.0	0.0	
	介護保険	26,110,202	0	26,110,202	10.2	10.2	
	財 産 区	盛岡	4,820	0	4,820	0.0	0.0
		賀茂	6,533	0	6,533	0.0	0.0
	後期高齢者医療	6,453,955	0	6,453,955	2.5	2.5	
	産業用地造成	22,379	0	22,379	0.0	0.0	
小 計	69,652,927	0	69,652,927	27.3	27.1		
合 計 (一般会計+特別会計)	255,044,799	1,745,161	256,789,960	100.0	100.0		
企 業 会 計	水 道 事 業	収入	14,480,997	0	14,480,997	—	—
		支出	20,256,280	0	20,256,280	—	—
	下 水 道 事 業	収入	12,295,306	0	12,295,306	—	—
		支出	16,194,019	0	16,194,019	—	—
	支 出 合 計	36,450,299	0	36,450,299	—	—	
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	291,495,098	1,745,161	293,240,259	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	110,191,731	0	110,191,731	59.4	58.9	
2 地 方 譲 与 税	1,384,720	0	1,384,720	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	38,000	0	38,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	486,000	0	486,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	357,000	0	357,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,647,000	0	2,647,000	1.4	1.4	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,593,000	0	10,593,000	5.7	5.7	
8 ゴルフ場利用税交付金	336,000	0	336,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	400,000	0	400,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	446,000	0	446,000	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000	0	59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	103,478	0	103,478	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,652,959	0	2,652,959	1.4	1.4	
16 国 庫 支 出 金	26,513,892	86,565	26,600,457	14.3	14.2	
17 県 支 出 金	14,392,762	51,782	14,444,544	7.8	7.7	
18 財 産 収 入	358,129	0	358,129	0.2	0.2	
19 寄 附 金	163,677	0	163,677	0.1	0.1	
20 繰 入 金	3,338,243	0	3,338,243	1.8	1.8	
21 繰 越 金	2,283,001	1,606,814	3,889,815	1.2	2.1	
22 諸 収 入	5,497,279	0	5,497,279	3.0	2.9	
23 市 債	3,000,000	0	3,000,000	1.6	1.6	
合 計	185,391,872	1,745,161	187,137,033	100.0	100.0	



歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	86,565	地域生活支援事業費等 補助金	1,565	157,952	159,517
		連続立体交差事業費補助金	55,000	770,000	825,000
		社会資本整備総合交付金	30,000	1,890,083	1,920,083
17 県支出金	51,782	保育所等給食費 軽減対策支援金	6,132	0	6,132
		新型コロナウイルス感染症 相談窓口設置事業等補助金	45,650	308,208	353,858
21 繰越金	1,606,814	前年度繰越金	1,606,814	2,283,001	3,889,815
合計	1,745,161				

## ( 目的別歳出 )

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	877, 115	0	877, 115	0. 5	0. 5	
2 総 務 費	19, 068, 679	250, 071	19, 318, 750	10. 3	10. 3	
3 民 生 費	64, 786, 296	179, 442	64, 965, 738	34. 9	34. 7	
4 衛 生 費	22, 015, 048	260, 550	22, 275, 598	11. 9	11. 9	
5 労 働 費	175, 505	0	175, 505	0. 1	0. 1	
6 農 林 水 産 業 費	2, 965, 249	0	2, 965, 249	1. 6	1. 6	
7 商 工 費	6, 132, 504	500, 000	6, 632, 504	3. 3	3. 5	
8 土 木 費	26, 767, 755	381, 315	27, 149, 070	14. 4	14. 5	
9 消 防 費	7, 099, 583	39, 844	7, 139, 427	3. 8	3. 8	
10 教 育 費	26, 818, 550	133, 939	26, 952, 489	14. 5	14. 4	
11 災 害 復 旧 費	234, 000	0	234, 000	0. 1	0. 1	
12 公 債 費	7, 821, 588	0	7, 821, 588	4. 2	4. 2	
13 諸 支 出 金	30, 000	0	30, 000	0. 0	0. 0	
14 予 備 費	600, 000	0	600, 000	0. 3	0. 3	
合 計	185, 391, 872	1, 745, 161	187, 137, 033	100. 0	100. 0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
2 総務費	250,071	財産管理費	4,800	69,769	74,569
		西部コミュニティセンター 長寿命化推進費	197,660	0	197,660
		どんぐりの里施設整備費	47,611	1,671	49,282
3 民生費	179,442	ロボット等導入支援 事業費補助金	2,350	0	2,350
		障がい者総合福祉会館 長寿命化推進費	138,860	0	138,860
		保育所等給食費 軽減対策補助金	13,680	0	13,680
		こども園施設整備費	24,552	591,370	615,922
4 衛生費	260,550	保健センター施設整備費	54,400	0	54,400
		新型コロナウイルス感染症 相談窓口設置事業費	45,650	45,650	91,300
		地球温暖化防止対策推進費	160,500	126,568	287,068
7 商工費	500,000	省エネ設備導入支援補助金	500,000	0	500,000
8 土木費	381,315	公共建築物設計費	16,315	19,014	35,329
		矢作川水辺プロジェクト費	150,000	7,000	157,000
		名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	155,000	3,675,260	3,830,260
		豊田市駅西口施設整備費	60,000	337,100	397,100
9 消防費	39,844	消防施設長寿命化推進費	36,144	0	36,144
		詰所・格納庫整備費	3,700	27,181	30,881
10 教育費	133,939	小学校施設整備費	3,939	716,230	720,169
		給食センター施設整備費	130,000	203,359	333,359
合計	1,745,161				

継続費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	豊田市駅西口デッキ ペデストリアンデッキ 一部改築事業	1,300,000	令和4	60,000
				5	440,000
				6	600,000
				7	200,000

繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧学校下住宅解体事業	4,800
		西庁舎・環境センター改修設計事業	35,662
	2 地域振興費	西部コミュニティセンター 長寿命化改修事業	197,660
3 民生費	2 障がい者福祉費	障がい者福祉会館長寿命化改修事業	138,860
	4 児童福祉費	公共下水道接続事業 （平井こども園外1園）	25,503
4 衛生費	1 保健衛生費	旧藤岡保健センター解体事業	54,400
7 商工費	1 商工費	省エネ設備導入支援補助事業	500,000
		カーボンニュートラル 創エネ促進補助事業	500,000
8 土木費	1 土木管理費	公共建築物設計事業	16,315
	4 河川費	矢作川水辺空間利活用事業	140,000
	5 都市計画費	名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	3,213,000
		豊田市駅東口施設設計事業	120,000
		豊田市駅西口施設設計事業	87,000
9 消防費	1 消防費	中消防署訓練棟・北車庫 長寿命化改修事業	36,144
		渡刈詰所格納庫公共下水道接続事業	3,700

繰越明許費補正（追加）つづき

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校受変電設備改修設計事業 (市木小学校外2校)	3,939
	6 学校教育費	中部給食センター空調改修事業	130,000
	8 文化体育費	スカイホール豊田施設保全事業	15,000
		豊田スタジアム施設保全事業	25,000

債務負担行為補正（追加）

(単位：千円)

事項	期間	限度額
市有建築物維持補修事業	令和5年度	40,000
こども園保全業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	336,000
後退用地整備事業	令和5年度	50,000
道路側溝修繕事業	令和5年度	100,000
地域道路側溝修繕事業	令和5年度	100,000
路面舗装修繕事業	令和5年度	320,000
地域路面舗装修繕事業	令和5年度	100,000
重要法定外道路橋耐震補強事業 (ひらち跨道橋外2橋)	令和5年度	143,000
歩道設置事業(市道高原梅坪1号線)	令和5年度	18,000
藤岡飯野詰所格納庫取得事業	令和5年度	34,000

地方債補正（追加）

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設事業費	72,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率）	融資条件又は債 権者との協定に よる。

地方債補正（変更）

（単位：千円）

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
地域振興事業費	136,000	135,900
農地事業費	29,500	29,600
林業事業費	48,600	52,200
都市計画事業費	1,081,400	1,486,200
消防事業費	52,600	43,000
社会教育事業費	1,196,100	739,700
文化体育事業費	427,500	413,100

## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,829,974	0	32,829,974	17.7	17.5	
物 件 費	39,471,902	46,150	39,518,052	21.3	21.1	
維 持 補 修 費	3,169,654	0	3,169,654	1.7	1.7	
扶 助 費	34,646,944	0	34,646,944	18.7	18.5	
補 助 費 等	25,680,460	676,030	26,356,490	13.9	14.1	
普通建設事業費	31,814,779	1,022,981	32,837,760	17.2	17.5	
災害復旧事業費	234,000	0	234,000	0.1	0.1	
公 債 費	7,821,588	0	7,821,588	4.2	4.2	
積 立 金	106,009	0	106,009	0.1	0.1	
投資及び出資金	415,000	0	415,000	0.2	0.2	
貸 付 金	512,000	0	512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,089,562	0	8,089,562	4.4	4.3	
予 備 費	600,000	0	600,000	0.3	0.3	
合 計	185,391,872	1,745,161	187,137,033	100.0	100.0	